

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の圧縮記帳額
- | | |
|----------------|----------|
| 圧縮記帳額 | 2,001百万円 |
| (当該事業年度の圧縮記帳額) | - 百万円) |
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。
- | | |
|----------|-----------|
| 劣後特約付借入金 | 32,000百万円 |
|----------|-----------|
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額
- | | |
|--|-----------|
| | 17,445百万円 |
|--|-----------|
12. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額
- | | |
|--|--------|
| | 463百万円 |
|--|--------|

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|--------------|--------------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 6,489百万円 |
| 退職給付引当金 | 8,998百万円 |
| 有価証券償却 | 2,980百万円 |
| 減価償却費 | 344百万円 |
| その他 | 4,526百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 23,339百万円 |
| 評価性引当額 | △ 3,044百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 20,294百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △ 118,173百万円 |
| その他 | △ 37百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △ 118,210百万円 |
| 繰延税金負債の純額 | △ 97,915百万円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

| | |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率 | 33.0% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.3% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △ 1.8% |
| 住民税均等割等 | 0.3% |
| 評価性引当額の増減 | △ 0.0% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 3.4% |
| その他 | △ 0.5% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 34.7% |

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。この税率変更により、繰延税金負債は5,301百万円減少し、その他有価証券評価差額金は6,329百万円増加し、法人税等調整額は964百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債及び土地再評価差額金に与える影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

証券子会社の設立については、連結財務諸表の注記事項（重要な後発事象）に記載しております。

会計監査人の状況

●氏名又は名称（平成28年3月期）

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 山口 弘志
指定有限責任社員 大竹 新